

令和7年11月分

令和7年12月26日発行

ハローワークちば

賃金情報

★ 職種別求人・求職・賃金バランスシート

★ 産業別求人賃金一覧表

11月中に新たに受理した求人票の下限及び上限の平均賃金（税込み）、求職票の月額最低希望賃金（税込み）平均値及び求人、求職のパート賃金（時間給）です。

★ 中途採用時賃金

令和7年7月～令和7年9月の雇用保険被保険者資格取得者（新規学卒を除く）採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

★ 新規学校卒業者初任給情報

令和7年3月～令和7年5月の雇用保険被保険者資格取得者のうち、新規学卒者の採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

★ 最低賃金一覧表

千葉県内のすべての事業場で働く労働者に適用される「千葉県最低賃金」、特定の業種の事業場で働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」の一覧表です。

★ 地域別最低賃金改定状況（全国）

都道府県別最低賃金の改定状況です。

千葉公共職業安定所

〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3

TEL 043-242-1181

FAX 043-242-1162

職種別求人・求職・賃金バランスシート

ハローワーク千葉
2025年11月

常用的フルタイム			常用的フルタイム(月額:円)			職 種	常用的パートタイム			常用的パートタイム(時間:円)		
有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金 上限	求職希望 賃金 下限	有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金 上限	求職希望 賃金 下限	新規求人賃金 下限		
9,782	7,256	1.35	310,654	239,125	252,958	職 業 計	5,448	4,377	1.24	1,377	1,284	1,232
33	45	0.73	389,889	327,967	294,000	A管理的職業従事者	0	4	-	0	0	1,150
0	0	-	0	0	0	01管理的公務員	0	0	-	0	0	0
3	5	0.60	0	0	0	02法人・団体役員	0	0	-	0	0	0
28	36	0.78	401,125	335,213	298,889	03法人・団体管理職員	0	2	-	0	0	0
2	4	0.50	300,000	270,000	250,000	04その他の管理的職業従事者	0	2	-	0	0	1,150
2,315	1,100	2.10	374,588	259,582	266,954	B専門的・技術的職業従事者	777	447	1.74	1,724	1,580	1,401
0	11	-	0	0	200,000	05研究者	2	2	1.00	0	0	1,200
3	1	3.00	304,184	205,105	0	06農林水産技術者	0	0	-	0	0	0
73	45	1.62	409,091	240,909	295,000	07製造技術者(開発)	3	6	0.50	0	0	0
70	62	1.13	362,250	252,172	273,750	08製造技術者(開発を除く)	8	17	0.47	0	0	1,157
281	62	4.53	455,623	313,573	295,385	09建築・土木・測量技術者	5	8	0.63	1,750	1,470	0
562	247	2.28	484,639	249,355	265,455	10情報処理・通信技術者	2	30	0.07	0	0	1,325
27	10	2.70	367,452	237,118	403,333	11その他の技術者	1	5	0.20	0	0	1,200
53	15	3.53	419,529	312,832	375,000	12医師・歯科医師・獣医師・薬剤師	18	17	1.06	2,768	2,768	2,100
275	95	2.89	339,688	267,751	268,421	13保健師・助産師・看護師	235	94	2.50	1,896	1,735	1,762
128	40	3.20	318,782	265,882	306,000	14医療技術者	111	23	4.83	1,720	1,611	1,410
81	44	1.84	266,020	236,235	223,333	15その他の保健医療従事者	37	22	1.68	1,440	1,259	1,170
659	165	3.99	296,358	250,022	237,778	16社会福祉専門職業従事者	306	105	2.91	1,509	1,368	1,269
4	2	2.00	583,334	333,334	0	17法務従事者	0	0	-	0	0	0
11	16	0.69	312,233	253,567	400,000	18経営・金融・保険専門職業従事者	2	9	0.22	1,428	1,428	0
38	34	1.12	260,563	242,761	238,000	19教員	30	21	1.43	1,860	1,600	1,567
0	0	-	0	0	0	20宗教家	0	0	-	0	0	0
1	17	0.06	0	0	250,000	21著述家・記者・編集者	0	8	-	0	0	0
9	134	0.07	246,600	227,400	248,333	22美術家・デザイナー・写真家・映像撮影者	8	44	0.18	1,140	1,140	1,200
1	5	0.20	0	0	0	23音楽家・舞台芸術家	0	0	-	0	0	0
39	95	0.41	371,031	261,068	220,000	24その他の専門的職業従事者	9	36	0.25	1,490	1,420	1,233
832	2,317	0.36	266,215	218,199	232,465	C事務従事者	739	1,382	0.53	1,318	1,250	1,239
503	1,867	0.27	258,459	215,390	227,699	25一般事務従事者	501	1,182	0.42	1,299	1,214	1,227
149	185	0.81	259,082	206,522	247,857	26会計事務従事者	110	70	1.57	1,391	1,350	1,298
32	37	0.86	248,077	224,327	272,000	27生産関連事務従事者	35	24	1.46	1,160	1,150	1,076
109	130	0.84	321,875	247,585	253,158	28営業・販売事務従事者	47	36	1.31	1,258	1,178	1,422
5	1	5.00	269,407	248,594	0	29外勤事務従事者	9	2	4.50	0	0	0
20	27	0.74	257,526	225,251	257,500	30運輸・郵便事務従事者	5	3	1.67	1,200	1,200	0
14	70	0.20	400,000	210,000	225,000	31事務用機器操作の職業	32	65	0.49	0	0	1,211
628	446	1.41	322,574	248,024	311,000	D販売従事者	285	194	1.47	1,370	1,228	1,183
169	184	0.92	324,987	221,029	252,000	32商品販売従事者	248	158	1.57	1,370	1,220	1,166
11	7	1.57	490,000	245,000	0	33販売類似職業従事者	19	6	3.17	1,275	1,175	1,140
448	255	1.76	319,132	261,916	370,000	34営業職業従事者	18	30	0.60	1,433	1,400	1,300
1,252	540	2.32	258,802	228,113	244,301	Eサービス職業従事者	1,551	407	3.81	1,360	1,240	1,181
6	0	-	517,713	338,750	0	35家庭生活支援サービス職業従事者	0	1	-	0	0	0
500	159	3.14	258,145	222,697	241,364	36介護サービス職業従事者	613	95	6.45	1,425	1,279	1,244
94	25	3.76	227,587	198,637	216,667	37保健医療サービス職業従事者	95	21	4.52	1,400	1,283	1,185
83	34	2.44	331,429	249,286	281,667	38生活衛生サービス職業従事者	61	21	2.90	1,364	1,193	0
461	117	3.94	247,778	229,747	263,600	39飲食物調理従事者	417	120	3.48	1,315	1,211	1,146
58	86	0.67	313,600	263,000	238,000	40接客・給仕職業従事者	165	68	2.43	1,266	1,192	1,115
7	49	0.14	300,000	260,000	228,750	41居住施設・ビル等管理人	37	35	1.06	1,190	1,190	1,204
43	70	0.61	271,971	233,686	220,000	42その他のサービス職業従事者	163	46	3.54	1,402	1,244	1,235
1,494	61	24.49	257,083	234,875	238,889	F保安職業従事者	658	41	16.05	1,437	1,345	1,139
7	1	7.00	0	0	0	43自衛官	0	0	-	0	0	0
130	0	-	286,868	260,551	0	44司法警察職員	0	0	-	0	0	0
1,357	60	22.62	256,826	234,654	238,889	45その他の保安職業従事者	658	41	16.05	1,437	1,345	1,139
8	45	0.18	280,000	250,000	218,000	G農林漁業従事者	20	31	0.65	1,350	1,140	1,250
8	45	0.18	280,000	250,000	218,000	46農業従事者	20	30	0.67	1,350	1,140	1,250
0	0	-	0	0	0	47林業従事者	0	1	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	48漁業従事者	0	0	-	0	0	0
980	331	2.96	284,515	217,975	253,226	H生産工程従事者	196	85	2.31	1,226	1,159	

グラフ1 常用

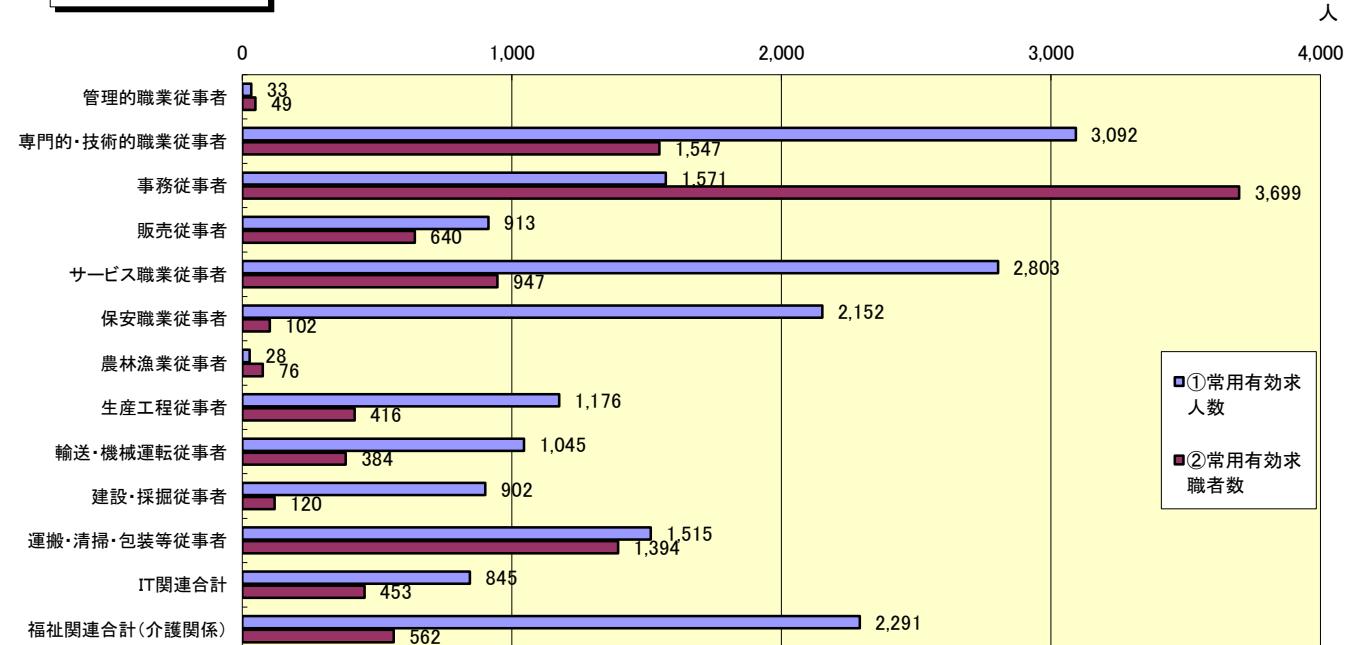
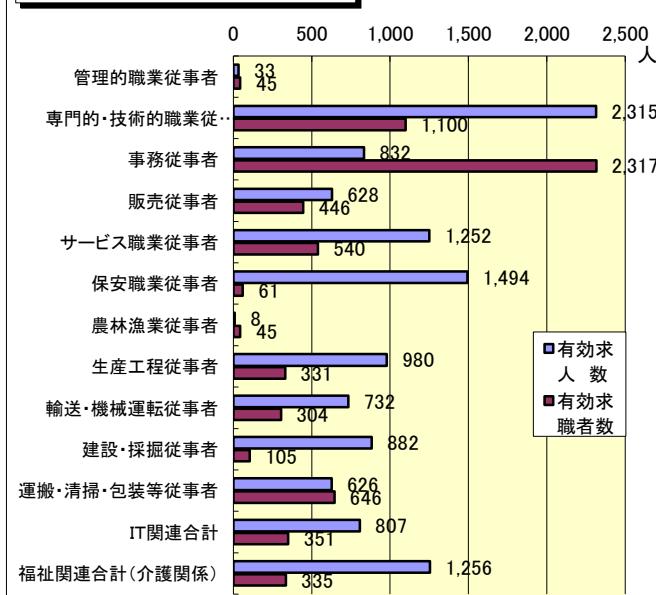


表 有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率(常用)

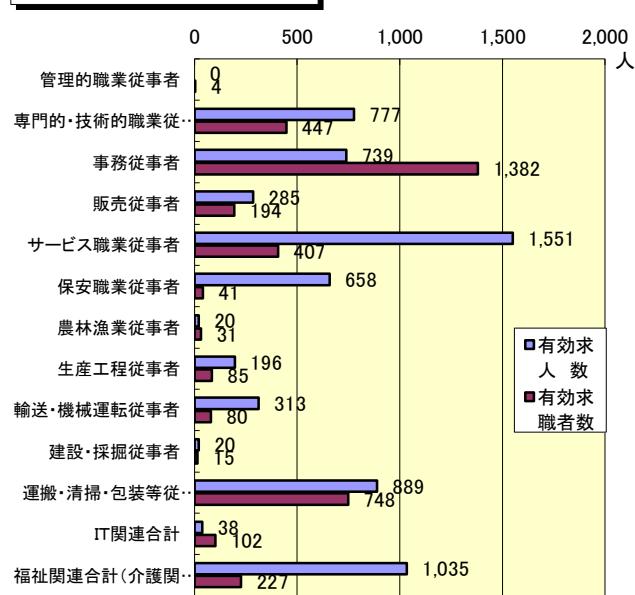
	①常用有効求人	②常用有効求職者数	③有効求人倍率	④うちパートタイムを除く常用			⑤うち常用的パートタイム		
				有効求人	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人	有効求職者数	有効求人倍率
合計	15,230	9,374	1.62	9,782	5,940	1.65	5,448	3,434	1.59
管理的職業従事者	33	49	0.67	33	45	0.73	0	4	0.00
専門的・技術的職業従事者	3,092	1,547	2.00	2,315	1,100	2.10	777	447	1.74
事務従事者	1,571	3,699	0.42	832	2,317	0.36	739	1,382	0.53
販売従事者	913	640	1.43	628	446	1.41	285	194	1.47
サービス職業従事者	2,803	947	2.96	1,252	540	2.32	1,551	407	3.81
保安職業従事者	2,152	102	21.10	1,494	61	24.49	658	41	16.05
農林漁業従事者	28	76	0.37	8	45	0.18	20	31	0.65
生産工程従事者	1,176	416	2.83	980	331	2.96	196	85	2.31
輸送・機械運転従事者	1,045	384	2.72	732	304	2.41	313	80	3.91
建設・採掘従事者	902	120	7.52	882	105	8.40	20	15	1.33
運搬・清掃・包装等従事者	1,515	1,394	1.09	626	646	0.97	889	748	1.19
IT関連合計	845	453	1.87	807	351	2.30	38	102	0.37
福祉関連合計(介護関係)	2,291	562	4.08	1,256	335	3.75	1,035	227	4.56

※その他の職業を除く。IT関連合計、福祉関連合計は内数。

グラフ2 パートタイムを除く常用



グラフ3 常用的パートタイム



産業別求人賃金一覧表

令和7年11月分

ハローワーク千葉

産業別	一般(パートを除く) [月額:円]	パートタイマー[時間額:円]
D 建設業	333,000	1,310
総合工事業	339,000	1,330
E 製造業	272,000	1,240
食料品製造業	304,000	1,200
織維工業	230,000	-
パルプ・紙・紙加工品製造業	-	-
印刷・同関連業	249,000	-
化学生工業	275,000	-
プラスチック製品製造業	210,000	-
金属製品製造業	270,000	-
生産用機械器具製造業	266,000	1,250
電気機械器具製造業	-	-
(民生用電気機器等)	-	-
(電子機器等)	250,000	1,140
輸送用機械器具製造業	303,000	1,140
(自動車・同附属品製造業)	279,000	-
(精密機械器具等)	350,000	-
その他の製造業	-	1,200
G 情報通信業	359,000	1,270
H 運輸業、郵便業	276,000	1,300
I 卸売業、小売業	262,000	1,270
卸売業	280,000	1,240
小売業	255,000	1,270
J 金融業、保険業	317,000	1,350
K 不動産業、物品賃貸業	251,000	1,240
M 宿泊業、飲食サービス業	245,000	1,280
宿泊業	303,000	1,170
飲食店	338,000	1,180
O 教育、学習支援業	266,000	1,480
P 医療、福祉	258,000	1,400
医療業	258,000	1,580
社会保険・社会福祉・介護事業	258,000	1,350
Q 複合サービス事業	270,000	1,260
R サービス業(他に分類されないもの)	250,000	1,270

(注) 令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

中途採用時賃金月額

【令和7年7月～令和7年9月】

千葉労働局

(単位:千円)

区分	年齢計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	対象者数 (単位:人)	
産業別	農業、林業、漁業	221	201	203	224	222	220	233	223	226	251	212	226	227
	鉱業、採石業、砂利採取業	235	0	240	0	0	222	0	0	260	213	180	310	7
	建設業	269	221	231	260	268	288	283	295	299	323	285	264	3,614
	製造業	256	201	216	223	233	250	257	302	316	329	337	232	2,537
	電気・ガス・熱供給・水道業	560	0	189	284	374	459	680	684	678	786	390	0	49
	情報通信業	309	0	232	251	346	386	351	420	340	446	219	277	223
	運輸業、郵便業	273	232	253	260	281	276	288	279	281	281	278	236	2,572
	卸売業、小売業	256	202	219	253	261	265	279	272	269	270	253	207	2,859
	金融業、保険業	250	0	199	220	238	283	224	228	266	365	216	410	285
	不動産業、物品販賣業	276	184	244	260	264	270	282	282	325	320	281	283	449
	学術研究、専門・技術サービス業	294	179	237	254	271	313	311	365	351	349	316	308	781
	宿泊業、飲食サービス業	252	222	239	250	246	267	281	262	261	266	236	213	755
	生活関連サービス業、娯楽業	259	226	228	255	275	275	273	269	284	258	269	237	798
	教育、学習支援業	265	210	211	258	264	257	278	302	275	305	271	226	289
	医療、福祉	261	204	232	268	276	264	269	266	261	259	247	238	5,544
	複合サービス事業	249	0	219	239	245	261	295	227	263	200	0	0	54
	サービス業(他に分類されないもの)	248	210	231	239	253	254	271	281	262	245	237	200	2,153
	公務(他に分類されるものを除く)・その他	240	232	238	204	238	229	235	240	239	275	247	200	92
職業別	専門的・技術的職業	287	209	238	281	299	296	301	307	295	298	293	282	4,566
	管理的職業	356	237	243	281	308	312	377	367	410	481	399	350	489
	事務的職業	272	200	225	249	263	274	275	296	295	335	287	240	2,960
	販売の職業	249	205	226	244	253	258	268	262	272	252	240	229	1,519
	サービスの職業	239	214	221	234	238	242	250	257	249	246	234	218	5,995
	保安の職業	217	220	221	215	224	245	220	240	229	228	202	193	299
	農林漁業の職業	218	196	200	223	222	231	221	211	229	230	207	198	210
	運輸・通信の職業	268	216	248	255	267	269	281	276	278	280	271	230	2,648
規模別	生産工程・労務の職業	261	220	231	251	259	278	278	290	286	294	271	243	4,602
	4人以下	264	221	234	265	270	280	277	270	272	278	277	235	2,641
	5～29人	259	216	230	247	255	263	273	275	281	288	270	235	7,704
	30～99人	265	215	229	252	262	268	277	289	283	286	274	234	5,476
	100～299人	268	207	232	253	265	280	290	295	283	286	275	262	3,138
	300～499人	236	213	219	217	218	237	239	281	270	274	245	199	1,602
	500～999人	286	228	247	280	314	297	283	307	294	294	271	272	1,334
	1,000人以上	268	188	211	273	313	293	307	286	246	270	217	247	1,393

※基礎データが少ないために、金額が突出的に高く、または低くなっていることがあります。

新規学校卒業者初任給情報 [令和7年3月卒業者]

千葉労働局
月額(単位:千円)

産業・職業・規模別	学歴別	中学	高校	短大	大学
	合計	183	211	226	250
産業別	農業、林業、漁業	-	201	223	231
	鉱業、採石業、砂利採取業	-	* 198	-	* 241
	建設業	* 172	228	236	268
	製造業	-	210	222	249
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	212	* 265	253
	情報通信業	-	220	213	243
	運輸業、郵便業	-	218	222	248
	卸売業、小売業	* 189	208	212	241
	金融業、保険業	-	215	* 214	249
	不動産業、物品賃貸業	* 200	213	220	257
	学術研究、専門・技術サービス業	-	210	221	244
	宿泊業、飲食サービス業	* 195	211	229	236
	生活関連サービス業、娯楽業	-	209	223	240
	教育、学習支援業	-	202	237	262
	医療、福祉	* 196	203	231	255
	複合サービス事業	-	200	* 213	227
	サービス業(他に分類されないもの)	-	218	218	246
	公務(他に分類されるものを除く)、その他	-	-	-	* 239
職業別	専門的・技術的職業	* 190	211	231	256
	管理的職業	-	215	226	298
	事務的職業	-	208	213	246
	販売の職業	-	211	216	244
	サービスの職業	* 203	208	227	241
	保安の職業	* 200	222	222	237
	農林漁業の職業	-	* 205	221	225
	運輸・通信の職業	* 190	217	216	241
規模別	生産工程・労務の職業	* 164	214	225	246
	29人以下	* 171	211	227	243
	30人～99人	* 200	210	227	249
	100人～299人	-	210	226	248
	300人以上	-	213	224	251
	対象人員	12	2,666	2,107	6,228

(注) 賃金欄の「*」は対象人員が10人未満であることを、また「-」は対象者がいないことを表しています。

令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

千葉県の最低賃金一覧表 マストで守ろう！最低賃金。

最低賃金件名	最低賃金額 時間額(円)	発効 年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	1,140	令和 7.10.3	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	1,140	令和 7.10.3	*調味料製造業の特定最低賃金(889円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	鉄鋼業	1,210	令和 7.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注①	1,140	令和 7.10.3	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	1,169	令和 7.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から(3)は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	1,140	令和 7.10.3	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	各種商品小売業 ※注②	1,140	令和 7.10.3	*各種商品小売業(848円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	自動車(新車)小売業	1,140	令和 7.10.3	*自動車(新車)小売業(922円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。

※注① はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

生産用機械器具製造業…建設機械、鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

※注② 各種商品小売業…衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所

◎ 賃金を上記最低賃金額と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）や臨時に支払われる賃金（結婚手当など）は除外します。

詳しくは、千葉労働局賃金室 TEL043-221-2328
または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください



厚生労働省
最低賃金特設サイト



千葉労働局



労働基準監督署

地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

()内は、令和6年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日	都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	1,075 (1,010)	65	令和7年 10月4日	滋賀	1,080 (1,017)	63	令和7年 10月5日
青森	1,029 (953)	76	令和7年 11月21日	京都	1,122 (1,058)	64	令和7年 11月21日
岩手	1,031 (952)	79	令和7年 12月1日	大阪	1,177 (1,114)	63	令和7年 10月16日
宮城	1,038 (973)	65	令和7年 10月4日	兵庫	1,116 (1,052)	64	令和7年 10月4日
秋田	1,031 (951)	80	令和8年 3月31日	奈良	1,051 (986)	65	令和7年 11月16日
山形	1,032 (955)	77	令和7年 12月23日	和歌山	1,045 (980)	65	令和7年 11月1日
福島	1,033 (955)	78	令和8年 1月1日	鳥取	1,030 (957)	73	令和7年 10月4日
茨城	1,074 (1,005)	69	令和7年 10月12日	島根	1,033 (962)	71	令和7年 11月17日
栃木	1,068 (1,004)	64	令和7年 10月1日	岡山	1,047 (982)	65	令和7年 12月1日
群馬	1,063 (985)	78	令和8年 3月1日	広島	1,085 (1,020)	65	令和7年 11月1日
埼玉	1,141 (1,078)	63	令和7年 11月1日	山口	1,043 (979)	64	令和7年 10月16日
千葉	1,140 (1,076)	64	令和7年 10月3日	徳島	1,046 (980)	66	令和8年 1月1日
東京	1,226 (1,163)	63	令和7年 10月3日	香川	1,036 (970)	66	令和7年 10月18日
神奈川	1,225 (1,162)	63	令和7年 10月4日	愛媛	1,033 (956)	77	令和7年 12月1日
新潟	1,050 (985)	65	令和7年 10月2日	高知	1,023 (952)	71	令和7年 12月1日
富山	1,062 (998)	64	令和7年 10月12日	福岡	1,057 (992)	65	令和7年 11月16日
石川	1,054 (984)	70	令和7年 10月8日	佐賀	1,030 (956)	74	令和7年 11月21日
福井	1,053 (984)	69	令和7年 10月8日	長崎	1,031 (953)	78	令和7年 12月1日
山梨	1,052 (988)	64	令和7年 12月1日	熊本	1,034 (952)	82	令和8年 1月1日
長野	1,061 (998)	63	令和7年 10月3日	大分	1,035 (954)	81	令和8年 1月1日
岐阜	1,065 (1,001)	64	令和7年 10月18日	宮崎	1,023 (952)	71	令和7年 11月16日
静岡	1,097 (1,034)	63	令和7年 11月1日	鹿児島	1,026 (953)	73	令和7年 11月1日
愛知	1,140 (1,077)	63	令和7年 10月18日	沖縄	1,023 (952)	71	令和7年 12月1日
三重	1,087 (1,023)	64	令和7年 11月21日	全国加重平均額	1,121 (1,055)	66	

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト

[最低賃金制度](#) [検索](#)



賃金引上げ特設ページ

[賃金引上げ特設ページ](#) [検索](#)

賃金引上げに向けた

支援策等を掲載しています。

